



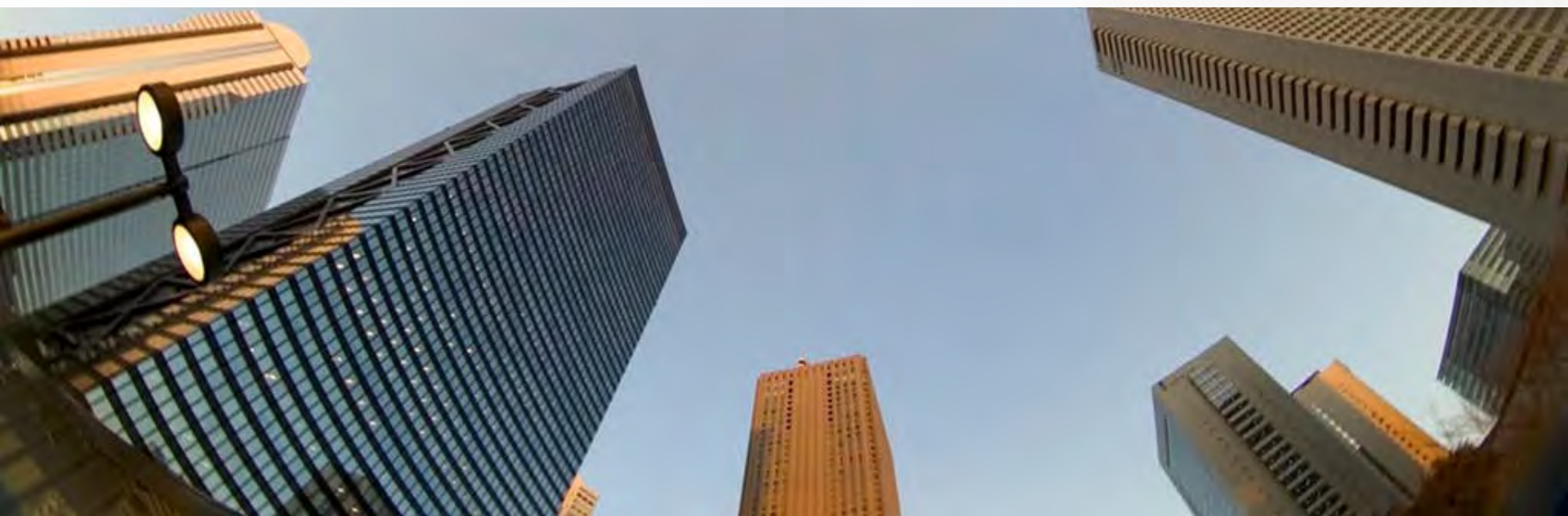
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

小売・卸売

主要な問題および提案



大規模小売業



大規模小売業

年次現状報告：限られた進展

- ❑ 大店立地法の規定の多くは明確化されたとはいえ、透明性の欠如と地域差のある実施方法は、外国小売業者の市場参入を制限している。
- ❑ 2007年、大規模小売店舗拡大の管理を改善するため、都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法が改正された。
- ❑ 新規大規模店舗（面積1万m²超）の建設は、区分済みの区域における場合を除き禁止されたが、こうした区域にあるすべての魅力的な小売店舗用地はすでに占有されている。
- ❑ 土地の区分変更面でより融通性を認めるため、原則として規則が改正されたとはいえ、区分変更を申請できるのは民間企業ではなく地方自治体だけであるため、改正規則は実効性のないものとなっている。

大規模小売業

提案

大いに必要とされる小売分野への投資を促進するため、大店立地法を改正すべきである。これは、大都市周辺地域を対象外とすることによって行いうる。

**法外なコストのかかる
輸入認可・認証・表示規則**



法外なコストのかかる 輸入認可・認証・表示規則

年次現状報告：進展なし

- ❑ 日本へ輸出される製品のEN（欧州規格）およびISO規格またはCE（Conformité européenne）マーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。
- ❑ EBCは、消費者の安全衛生を守る必要性を認める一方、規格と製品を相互承認するよう日本と欧州連合の政府に強く要望する。
- ❑ さらにEBCは、消費者の安全確保の必要性を理解する一方、より円滑な通商を促進するため、食品衛生法において食品と接触する製品に適用される、器具・容器包装およびおもちゃに関する基準と、関連輸入制度を改定するよう政府に要望する。

法外なコストのかかる 輸入認可・認証・表示規則

提案

- ❑ 日本とEUは、消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制を相互に受け入れて、一方の市場向けに認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられるようにすべきである。
- ❑ 国際的に整合化された基準に準拠した食品衛生法における基準を設け、国内で実施すべきである。

家庭用品の表示

年次現状報告：若干の進展

- ❑ 家庭用品品質表示法および付帯する任意表示ガイドラインである「表示規程」は、日本で販売されるときに家庭用品がどう表示されるべきかを極端に細かく定めている。
- ❑ 都道府県は、小売業者を定期的に検査し、違反を見つけたときには警告を発する。
- ❑ ガイドラインの法的裏付けは乏しく、したがって公的警告を発する適法性には疑問がある。
- ❑ 法的不確実さと詳細な規則が相まって、グローバルに調達を行う小売業者にとっては相当の問題がもたらされる。



家庭用品の表示

年次現状報告：若干の進展

- とりわけ、業界の一般慣行とは対照的に、寸法をセンチメートルではなくミリメートルで表示するという規則が、消費者にとって有益な表示であるか疑問である。

提案

消費者庁は、家庭用品の品質と安全に全面的責任を負いながらグローバルに調達される製品を日本の消費者に提供する代替方法を小売業者に提供するため、明確化を行う命令を発布すべきである。



酒類

酒類

年次現状報告：進展なし

- ❑ 2001年以降、規制緩和によって、日本の酒類小売業免許は徐々に自由化されてきた。
- ❑ 「緊急調整地域」を設ける暫定措置が2006年9月に撤回されたことは、完全な自由化へ向けての大きな一歩となった。
- ❑ EBCはこの進展ぶりに喝采を送るとともに、自由化の欠如が問題となりつつある卸売市場にも同じ措置を適用することを政府に要望する。
- ❑ これは、とりわけ日本酒と焼酎を販売する権利に関して大きな問題となっている。

提案

酒類卸売業免許の規制を廃止すべきである。

